

昭和 年 月 日

00895
第三種郵便物
郵便局

34

鳥取県知事 氏 名 職

所在地 団体代表者 氏 名

林道(何々)線(何々)承認申請書

昭和 年度実施した林道(何々)線を下記のとおり(何々)したいので、鳥取県補助金等交付規則第24条の規定により
関係書類を添えて申請します。

記

1. 開設並びに災害経歴

1) 開設経歴

路線名	開設年度	開設区分	種類	申員	延長	工事費	補助金	備考
				m	m	円	円	

昭和37年12月14日 金曜日 鳥取県報公号 第116号

00896
第三種郵便物
郵便局

(回)災害経歴

年 災名 施行年度 節所番号 延長 工事費 補助金 備考

m 円 円

2. 所在箇点	新起終点	番地	番地	番地	番地	番地	番地

3. (何々)する箇所 起点 終点 番地 番地
4. 同上申員及び延長 大字 大字 番地 番地
5. 変更理由 字 字 番地 番地
6. 位置図

35 昭和37年12月14日 金曜日 鳥取県報公号 第116号

(注) 5万分の1地形図に開設林道を黒色で図示し、此のうち(何々)する区間を赤色で併記すること

昭和37年12月14日 金曜日 鳥取県公報 号外第116号

00898
(第3種郵便物)
認可

37 昭和37年12月14日 金曜日 鳥取県公報 号外第116号

至昭和年年度施行長度
米
(総施工量)昭和年年度施行長度
米
(年間施工量)

林道管理者 ○○林組合

林道 ○○起業(株)の事務所

記入事項



1. 基式第15号
寸法
2. 4
3. 10cm
4. 10cm
5. 120cm

林道柱型錄

至昭和年年度施行長度
米
(総施工量)昭和年年度施行長度
米
(年間施工量)

林道管理者 ○○林組合

林道 ○○起業(株)の事務所

記入事項

2. 10cm
3. 10cm
4. 10cm
5. 120cm

1. 基式第15号
寸法
2. 4
3. 10cm
4. 10cm
5. 120cm

林道柱型錄

告示

鳥取県告示第六百六十五号

鳥取県災害林道復旧事業補助規程（昭和二十九年十一月鳥取県告示第五百四十三号）は、昭和三十七年十一月十四日限り廃止する。

昭和三十七年十一月十四日

鳥取県知事 石破一朗

告示

鳥取県告示第六百六十六号

林道災害復旧事業及び林道災害関連事業補助金交付要綱を次のように定める。

昭和三十七年十二月十四日

鳥取県知事 石破一朗

林道災害復旧事業及び林道災害関連事業補助金交付要綱を次のように定める。

第一条 林道災害復旧事業及び林道災害関連事業補助金交付要綱を次のように定める。

2、この要綱において「林道災害復旧事業」とは、災害によつて必要を生じた事業で、林道災害復旧事業として採択した箇所、又はこれを含めた一連の施設が再度災害を防止するものであつて、かつ、構造物の強化等を図るためにこれとあわせて施行することを目的とするもののうち、一箇所の工事の

費用が十万円以上のものをいう。

(補助率)

第三条 補助率は、次のとおりとする。

一、林道災害復旧事業に係るもの

イ 奥地幹線林道に係るもの

当該事業費の十分の六・五

ロ その他の林道に係るもの

当該事業費の十分の五

二、林道災害関連事業に係るもの

イ 奥地幹線林道に係るもの

当該事業費の十分の六

当該事業費の十分の五

二、林道災害復旧事業のうち農林水産業施設災害復

旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和

二千五十五年法律第百六十九号以下「法」という。)

第三条第三項並びに第三条の二第二項の規定によ

り高率補助の対象となる部分に対する補助率は、

前項の規定にかかわらず次のとおりとする。

一 奥地幹線林道に係るもの

当該部分の十分の九(当該部分のうち法第三条

第三項第三号の政令で定める額に相当する部分

については十分の十)

二、その他の林道に係るもの

当該部分の十分の七・五(当該部分のうち法第三

三条第三号の政令で定める額に相当する部分

については十分の八・五)

三、前項の地域はその年ごとに知事が通知する。

(補助事業者の範囲)

第四条 林道災害復旧事業補助金及び林道災害関連事業

補助金(以下「補助金」という。)の交付を受

けることのできる者(以下「補助事業者」とい

う。)は、市町村又は森林組合とする。

(災害報告)

第五条 補助金の交付を申請しようとする者は、林道に

災害が発生したときは、その概況をすみやかに

知事に報告しなければならない。

(標識杭の設置)

第六条 補助金の交付を申請しようとする者は、林道災

害復旧事業及び林道災害関連事業の対象となる災

害箇所について、様式第一号による標識杭を設置

しなければならない。

(林道災害復旧事業計画概要書)

第七条 補助金の交付を申請しようとする者は、様式第

二号による林道災害復旧事業計画概要書二部を災

害発生後四十日以内に知事に提出しなければなら

ない。

(林道災害復旧事業費の通知)

第八条 知事は前条の規定により林道災害復旧事業計

画書を受理したときは、別に定める基準に従つ

て審査を行ない、当該林道災害復旧事業の事業費

を決定し、その結果を通知しなければならない。

(補助率増高の申請)

のあつた日から起算して三十日以内に一部を知事に提出しなければならない。

(入札結果報告)

第十二条 補助事業者は、事業の入札を執行したときはすみやかに様式第六号による入札結果報告書二部を知事に提出しなければならない。

(申請事項の変更)

第十三条 補助事業者は、規則第十一条第一項の規定による知事の承認をうけようとするときは、様式第七号による事業計画変更承認申請書又は様式第八号による事業中止(又は廃止)承認申請書二部を

知事に提出しなければならない。

2、前項の規定は、第八条の規定による事業費の決定通知をうけた後においてやむを得ない事由により事業を廃止しようとする場合について準用する。

3、第一項の規定は、規則第十二条第一項の規定に基づく補助金の交付の内示があった場合について準用する。

(補助事業の遂行の指示)

第十四条 補助事業者は規則第十七条第二項の規定による知事の指示を求めようとする場合には、当該年度の一月末日までに様式第九号による遂行指示申請書二部を知事に提出しなければならない。ただし、知事が予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることができる。

(補助金の交付の請求)

第十五条 規則第二十一条第三号の規定による補助金の受入額調書は、様式第十号のとおりとする。

(実績報告)

第十六条 規則第十八条の規定による実績報告書は、様式第十一号のとおりとする。

2、前項の実績報告書は、当該事業の完了後二十日以内又は、当該補助金の交付の決定のあつた年度の翌年度の四月五日のいづれか早い期日までに二部を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要がありかつ、予算の執行上支障がな

この要綱は、昭和三十七年度分の補助金から適用する。

(財産処分の制限)

第十七条 規則第二十六条の規定による知事の承認を受けようとするとときは、様式第十二号による承認申請書二部を知事に提出しなければならない。

(施越工事)

第十八条 緊急やむを得ない事由により規則第五条の規定による補助金の交付の申請前に事業に着手しようとすると者は様式第十三号による施越工事承認申請書二部を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2、第一条並びに第十二条から第十四条までの規定は施越工事を行なう場合について準用する。

(書類の経由機関)

第十九条 この要綱に基づく書類は、所轄地方農林振興局長を経由して提出するものとする。

(様式第3号)

昭和 年 月 日/ 殿

市町村長名

00007
同上

鳥取県知事 氏

名 記

昭和 年度林道災害復旧事業費補助率増高申請書(連年災害補助率適用申請書)

昭和 1月1日から12月31日までに発生した災害により下記の被害を受けた林道に係る災害復旧事業費について、林道災害

復旧事業並びに、林道災害復旧事業費補助金交付要綱第3条第2項の規定による高率補助を受けた申請します。

記

市町村名	区分	奥地 その他 の別	当該市町 村の総事 業費 (A)	1メートル当り事 業費 (B)	1,000円×B (C)	1,200円× (D)	A-(C+D) (E)	1,200円× (D)	計 (C+D+E) (F)	補助率 (F)/(A)	当年災害の 補助金の額 (G)

注 1. 旧市町村の区域で補助率増高(連年災害補助率適用)の申請をする市町村については「市町村名」の項目に旧市町村名及び当該市

町村に合併した年月日を()で併記すること。

2. 「A」項の「連年災害」欄には、その年の12月31日までの3年間に発生した災害に係る災害復旧事業費の額を、同項の「当年災害」欄にはその年の12月31日までの1年間に発生した災害に係る災害復旧事業費の額を記入すること。

3. 「既設延長」項の記載は、付表に記載された市町村の当該路線の「既設延長」項のメートル数を記載すること。

4. 补助率増高の申請をする市町村については、「C」項から「H」項までの「連年災害」欄は記入を要しない。

5. 連年災害補助率適用の申請をする市町村については、「C」項から「H」項までの「当年災害」欄は記入を要しない。

6. 「C」項「D」項及び「E」項の「事業費」項の「計」欄には、「C」項については、1,000円×B、「D」項については(1,200円-1,000円)×B、「E」項についてはA-(C+D)の額を記載し、「奥地」欄及び「その他」欄にはそれぞれ、これらの項の「計」欄に記載した額を「A」項の「奥地」欄及び「その他」欄に記載した事業費の額に応じてあん分した額を記載すること。

7. 「補助金」項には6により算出した「奥地」欄及び「その他」欄の事業費にそれぞれ災害要綱第3条第1項及び第2項の規定による補助の比率を乗じて得た額を記載すること。

8. 「H」項には、補助率増高の申請をする市町村については「F」項の額を連年災害補助率適用の申請をする市町村については「A」項の「当年災害」欄の額に「G」項の率を乗じて得た額を記載すること。

9. 金額の単位は円とし、円未満は「1メートル当たり事業費」について四捨五入し、その他の4捨5入すること。

10. 补助率は少數点以下3位とし4位以下は4捨5入すること。

昭和37年12月14日 金曜日 鳥取県公報号外第116号

市町村名 奥地別 その他	路線名	事業費の 総額	当該路線 の既設延 長	前々年災害箇所別内訳		前年災害箇所別内訳		当年災害箇所別内訳	
				災害名 番号	工事費 円	災害名 番号	工事費 円	災害名 番号	工事費 円
奥地計				小計	~	小計	~	小計	~
				小計	~	小計	~	小計	~
その他計				小計	~	小計	~	小計	~
合計				小計	~	小計	~	小計	~

注 1.補助率増高の申請をする市町村については「前々年災害」項及び「前年災害」項は記載しない。

2.「当該路線の既設延長」項には、連年災害のうち最も新しい災害に係る災害復旧事業計画概要書に記載した路線の延長のメートル数を記載すること。

(様式第4号)

- 1. 事 業 計 画 書

(1) 事業内容

年次別 その他	奥地別 その他	路線名	路線整 理番号	施 行 箇 所	種類	復旧箇 所番号	事 業 内 訳	備考
				郡、市 町、村	大字		m	m

(2) 施行期間及び施工方法

施工期間 自昭和 年 月 日 施行方法
至昭和 年 月 日 直営、請負

2. 収支予算書(収支計画書)

区 分 目 予 算 領 備 考

区分		科 目		予 算 額		備 考	
收	支	入	出	金	額	備	考
農 業	工 事	負 担 金 内 計	工 事 雜 費 内 計	起 動 金 及 付 又 は 金 及 付	工 資 労 そ 小 計	工 事 内 計	工 事 内 計
補 助 金	工 事	負 担 金 内 計	工 事 雜 費 内 計	起 動 金 及 付 又 は 金 及 付	工 資 労 そ 小 計	工 事 内 計	工 事 内 計
債 金 貸	事 事	費 費 他 計	費 費 金 費 料 費 費 料	費 費 他 計	費 費 金 費 料 費 費 料	費 費 他 計	費 費 金 費 料 費 費 料
負 費	事 事	品 耗 品 耗	備 消 費 印 光 通 燃 借	品 耗 品 耗	備 消 費 印 光 通 燃 借	品 耗 品 耗	備 消 費 印 光 通 燃 借
請 材	事 事	刷 刷	刷 刷	刷 刷	刷 刷	刷 刷	刷 刷
務	事 事	熱 热	熱 热	熱 热	熱 热	熱 热	熱 热
本 水	搬 搬	運 料 及 料	信 料 及 料	運 料 及 料	信 料 及 料	運 料 及 料	信 料 及 料
搬 搬	損 損						

昭和37年12月14日 金曜日 鳥取県公報 号外第116号

51 昭和37年12月14日 金曜日 鳥取県公報 号外第116号

予算議決（議決予定）

昭和年月日

注、支出欄工事費内訳の資材費、労務費、その他は直営施行の場合のみ記載すること。

(様式第6号)

昭和年

13

卷之三

鳥取県知事

四

卷之三

昭和年

善闇連事業

報告します。

1. 路線
2. 施行箇所

市郡
本

四

所在地

・団体代表者 氏 一 名

昭和 年度林道(河々)線災害復旧(災害関連)事業入札結果報告書(河々災)

（災害関連）事業の入札結果は下記のとおりであったので林道災害復旧事業並びに林道災害関連事業補助金交付要綱第12条の規定により報告します。

1. 路線名
 2. 施行箇所
 3. 入札の方法
 4. 入札執行場所及び日時

場所

5. 入札担当者
6. 入札立会人
7. 敷

昭和37年12月14日 金曜日 鳥取県公報 号外第116号 (認可) 52

簡所番号	設 計 内 訖			予定価格	備 考
	工事請負費	雜 費	計		
	円	円	円	円	

順位	入札者氏名	入札金額			備考
		第1回	第2回	第3回	
		円	円	円	

9. 落札価格及び施行主体雜費

- | | |
|-------------------|---|
| 10. 入札残額の処置に対する希望 | 円 |
| 11. 入札から契約までの経過 | 円 |

請負契約書の写

(様式第7号)

所在地

団体代表者 氏 名

昭和 年 月 日付受第 号をもって交付決定通知(交付の内示又は着工の承認)のあった昭和 年度林道災害復旧(災害関連)事業の計画を下記のとおり変更したいので、鳥取県補助金等交付規則第11条の規定により関係書類を添えて申請します。

53 昭和37年12月14日 金曜日 烏取県公報 号外第116号

1. 事業変更計画書

(様式第8号)

昭和年月

卷之三

鳥取県知事 氏名殿

昭和

名殿

昭和十九年五月一日付受 第 号をもって交付決定通知（交付の内示着工承認及び事業費の決定）のあった災

関連)事業を下記のとおり中止(又は廃止)しないで、鳥取県補助金等交付規則第11条(林道災害復旧事業並びに林道災害開通事業補助金交付要綱第13条)の規定により申請します。

四
九

卷之三

年災別 奥その他の地の別	路線名	路線整 理番号	施 行 地 所				種類	事 業 内 記	工事費	備考
			市	町	村	大字				
							m	m	円	

乙
中止

昭和37年12月14日 金曜日 鳥取県公

57 昭和37年12月14日 金曜日 烏取県公報 号外第116号 第3種郵便物

00918 (第3種郵便物)
番外第116号 (翻) 可

昭和37年12月14日 金曜日 鳥取県公報 号外第116号

鳥取県知事 氏名 勤
昭和 年月日付受 第 号をもって交付決定通知(交付の内示)のあった昭和 年度林道災害復旧(災害関連)事業遂行指示申請書(何々災)
書関連)事業は下記のとおり予定の期間内に完了しない(事業の遂行が困難となつた)ので鳥取県補助金等交付規則第17条第2項の規定により關係書類を添えて報告します。

1. 事業計画書 (1) 事業内容

四

(様式第9号)

昭和年月日

四
體

用

名

(a) 施行期間及び施行方法

施行期間 自 昭和 年 月 日 至 昭和 年 月 日 施行方法

直営、請負。

2. 工種別工事費内訳書

区分 延長	設 計 額			月 日現在出来高			残額		
	m	m	m	m	m	m	m	m	m
工種	種別	数量	単位	単価	金額	数量	単位	単価	金額
		円		円	円	円		円	円

3. 理由書

(様式第10号)

補助金受入額調書

1. 工事費
2. 捧助金額
3. 受入額
4. 受回額
5. 今後業進率
- 6.

円 円 円

円 円 円

円 %

昭和 年 月 日

所在地

団体代表者 氏 名 職

鳥取県知事 氏 名 職

昭和 年度林道(何々)線災害復旧(災害関連)事業実績報告書(何々災)

昭和 年 月 日付受 第 号をもって交付決定通達のあった、昭和 年度林道災害復旧(災害関連)事業を
下記のとおり実施せたので、鳥取県補助金等交付規則第18条の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

1. 補助事業の成績書

(1) 事業内容

年災別 奥一地 その他	路線名	路線整 理番号	施 行 値 所			復旧箇 所番号	事 業 内 記	備 考
			都 市	町 村	大 字			

(2) 施行期間及び施工方法

施行期間 自 昭和 年 月 日 至 昭和 年 月 日 施工方法 直営、請負

2. 収支精算書

区分	科 目	予 算 額	精 算 額	差 引 増 減	備 考
收	鳥 極 助 金	円	円	円	
	起 債				
入	食 担 金 内 計	小 計			
	工 事 請 費	工 事 請 費	工 事 請 費	工 事 請 費	
支	備 品	費 計	費 計	費 計	
出	小 計				
	計				

昭和 年 月 日

(100-22) 62

所在地 団体代表者 氏名

鳥取県知事 氏名

林道(何々)線(何々)承認申請書

昭和 年度実施した林道(何々)線を(何々)したいので、鳥取県補助金等交付規則第26条規定により関係書類を添えて申請します。

1. 開設並びに災害経歴

(4) 開設経歴

路線名	開設年度	開設区分	種類	巾	員	延長	工事費	補助金	備考
				m	m	m	円	円	円

記

昭和37年12月14日 金曜日 取鳥 報公県外号 第116号

00924

(第3種郵便物
記)

63 昭和37年12月14日 金曜日 取鳥 報公県外号 第116号

2. 所在箇所 起点 終点 番地

郡市 町村 大字 字 番地
郡市 町村 大字 字 番地
郡市 町村 大字 字 番地
郡市 町村 大字 字 番地

3. (何々)する箇所 起点 終点 番地

4. 同上

5. 変更理由書

6. 位置図 (5万分の1地形図)

注、既設林道を黒色で図示し、此のうち(何々)する区間を赤色で併記すること。
なお、災害復旧した箇所は○印(赤色)で図示すること。

00925

(第3種郵便物)
認
司
64

(様式第13号)

昭和 年 月 日

所在地

団体代表者 氏名

記

鳥取県知事 氏名 殿

年発生林道(何々)線災害復旧(災害関連)事業施越工事承認申請書

昭和 年 月 日付受 第 号で事業費の決定通知のあった昭和 年発生林道(何々)線災害復旧(災害関連)事業を下記のとおり実施したいので、林道災害復旧事業並びに林道災害関連事業補助金交付要綱第18条の規定により申請します。

1. 事業計画書

(1) 事業内容

年 災 別	奥 地 の 别	路 線 名	路線整 理番号	施 行 所	種 類	復旧箇 所番号	事 業 内 記	工事費
	その他の			都 市	町 木	大 字	巾 間	延 長
							m	m 円

(2) 施行期間及び施行方法

施行期間 自 昭和 年 月 日

至 昭和 年 月 日 施行方法

直當、請負

2. 収支予算書(収支計画書)

区分	科 目	予 算 額	備 考
収 入	賃 金 計	円	
	工事内 計		
	工事内 計		
支 出	工事請負費 計		
	小 唐 品 費 計		
	工事内 計		
	工事内 計		
	小 計		
	計		

予算議決(議決予定) 昭和 年 月 日

3. 事業着手に急を要する理由